

# 地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

平成23年3月  
総務省

## 1 改正の趣旨

中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額を見直すとともに、個人住民税に係る所要の規定の整備を行うもの。

## 2 改正の内容

### ○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を51万円（現行50万円）に引上げ
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円（現行13万円）に引上げ
- (3) 介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円（現行10万円）に引上げ

※ 上記の改正は、平成23年度分以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

### ○ 個人住民税に係る所要の規定整備

## 3 施行期日

原則として平成23年4月1日から施行する。